

吉川市水道事業加入者分担金の取扱いに関する規程

平成24年8月27日

水管規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、吉川市水道給水条例(昭和54年条例第2号。以下「条例」という。)

第39条の規定に基づき、条例第7条第2項の規定による加入者分担金(以下「分担金」という。)の減免措置その他の分担金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する装置をいう。
- (2) メーター 市長が貸与する水道メーターをいう。
- (3) 増径 条例第7条第1項に規定する増径工事をいう。
- (4) 減径 給水装置の改造工事に伴い、既存のメーターより小さな口径のメーターに変更することをいう。
- (5) 受益地 給水を受けることについて市長の承認を受けた土地(承認を受けた後に敷地拡張する場合にあっては拡張された後の土地、敷地分割する場合にあっては分割された後においてメーターが設置されている土地)の区域をいう。
- (6) 分担金の額 条例第7条第1項に規定する分担金の額をいう。
- (7) 統合 1つの受益地について、増径を目的として2個以上のメーターを返還するとともに、新たに1個のメーターの貸与を受けることをいう。
- (8) 分割 1個のメーターを返還する代わりに2個以上のメーターの貸与を受け、分担金の額を相殺しようとすることをいう。

(分担金の徴収の基本方針)

第3条 分担金は、一括で納付しなければならない。

2 分担金の納付により生じた給水を受ける権利は、当該権利に係る受益地以外で行使することはできない。

(減免)

第4条 市長は、法律の定めにより土地を収用することができる事業の施行に伴い、既設給水装置を撤去し、市内に移転する場合は分担金を減免することができる。

(統合)

第5条 市長は、受益地においてメーター統合申請書（様式第1号）の提出があった場合は、統合を認めることができる。

2 前項の規定により統合の承認を受けた者は、統合の取消しを求めることはできない。

(分割の禁止)

第6条 分割は、認めない。

(還付)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合において加入者分担金還付請求書（様式第2号）の提出があったときは、分担金を還付することができる。

(1) メーターを貸与する前に分担金を納付した者が次のいずれかを行った場合

ア 給水装置の新設工事、改造工事又は増設工事の申込みの取下げ

イ 増径を必要としなくなり、又は増径するメーターの口径を変更する旨の申出

(2) 自然災害、火災等により、計画の中止を余儀なくされた場合

(3) 誤納し、又は重複して納付した場合

2 市長は、前項に基づき還付する場合においては、加入者分担金還付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 減径又は統合する場合において当該メーターの口径に応じた分担金の額が既に納付されている分担金の額（統合する場合にあっては、当該受益地において既に納付されている分担金の額の総額）を下回るときであっても、その差額は、還付しない。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

メーター統合申請書

年 月 日

(あて先) 吉川市水道事業
吉川市長

申請者 住所
氏名 ㊟
※私は、この申請に関する権限を下記6の指定給水装置工事事業者へ委任します。
また、使用しない給水装置及びメーターは全て申請と同時に廃止します。

吉川市水道事業加入者分担金の取扱いに関する規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり統合したいので申請します。

記

1 受益地

吉川市 _____

2 統合するメーターの口径及び番号

口径 _____ mm

番号 _____

3 統合形態

A 増径後のメーター	B 既存メーター
口径 _____ mm _____ 個	口径 _____ mm _____ 個

4 分担金試算 A _____ 円 - B _____ 円 = _____ 円 (税別)

5 残りの給水装置及びメーターを同一敷地内で使用する予定 有 ・ 無

6 指定給水装置工事事業者 (代理人)

住 所 _____

商号又は名称 _____

氏 名 _____

添付書類 全部事項証明 (土地) 又は仮換地証明、公図など

加入者分担金還付請求書

年 月 日

(あて先) 吉川市水道事業
吉川市長

請求者 住 所

氏 名

印

吉川市水道事業加入者分担金の取扱いに関する規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり還付請求いたします。

記

1 還付理由 (該当するものに○をつける)

(1) メーターを貸与する前に分担金を納付した者が次のいずれかを行った場合

ア 給水装置の新設工事、改造工事又は増設工事の申込みの取下げ

イ 増径を必要としなくなり、又は増径するメーターの口径を変更する旨の申出

(2) 自然災害、火災等により、計画の中止を余儀なくされた場合

(3) 誤納し、又は重複して納付した場合

2 給水装置所有者 住所 _____

氏名 _____

3 受益地 吉川市 _____

4 還付請求額 金 _____ 円

5 振込先 金融機関 _____ 銀行・信用金庫・農業協同組合

店 名 _____ 支店・本店 _____

口座番号当座・普通 _____

ふりがな _____

口座名義 _____

電 話 _____

様式第3号

加入者分担金還付決定通知書

年 月 日

還付請求者

住所

氏名

様

吉川市水道事業

吉川市長

吉川市水道事業加入者分担金の取扱いに関する規程第7条第1項の規定に基づき申請のあった加入者分担金の還付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 還付理由

吉川市水道加入者分担金の取り扱いに関する規程第7条第1項第____号に該当

2 還付額 金_____円

お知らせ

本通知書（加入者分担金還付決定通知書）は、再発行できません。